

佐賀県新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、県内の分娩取り扱い施設における聴覚検査機器(自動ABR)の購入費用を助成することで、県内で出生した児が、どの分娩取り扱い施設においても精度の高い聴覚スクリーニング検査が受検できる環境を整備するとともに、分娩取り扱い施設の経済的負担の軽減を図る。

(事業内容)

第2条 聴覚検査機器を所有していない県内の分娩取り扱い施設が、聴覚検査機器(自動ABR)を購入する場合に、購入費を支援する。

(助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者(以下、「対象者」という。)は、県内分娩取り扱い施設のうち、次の要件を満たす者とする。

- (1) 聴覚検査機器(自動ABR)を所有していない分娩取り扱い施設
- (2) 他の検査機器(OAE(耳音響放射)など)から自動ABRへの買い換えを行う分娩取り扱い施設

(助成条件)

第4条 助成にあたっては、次の(1)から(3)を実施すること。

- (1) 自動ABR検査機器を使用し、新生児聴覚検査を実施する。
- (2) 検査内容や検査結果については保護者へ適切な説明を行う。
- (3) 検査結果によりリファーマとなった場合、保護者の同意を得て精密医療機関へつなげる等、適切な支援を行う。

(その他)

第5条

- (1) 本事業における補助対象は聴覚検査機器(自動ABR)本体の購入経費に限る。
- (2) 補助対象となる購入期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。
- (3) 所有する自動ABR検査機器が老朽化(耐用年数を経過)したことなどにより、当該聴覚検査を用いた検査に支障が生じる可能性がある場合は、第3条(1)に該当するものとして、当該施設における聴覚検査機器(自動ABR)の購入費用を助成対象とする。

(4) 県は、本事業の適正化を図るために、必要に応じて分娩取り扱い施設に対して指導を行う。

(5) 補助金の交付に関する事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 19 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。